

事業報告の附属明細書

令和 6 年事業年度においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。